

会費規程

(平成24年4月13日規程第2号)

(目的)

第1条 この規程は、日本組織内弁護士協会定款第12条に基づき、会費の金額及び必要な事項を定める。

(規則への委任)

第2条 会費の金額及び収納等の必要な事項は、規則でこれを定める。

附則

第1条 この規則は、平成24年4月13日から施行する。